

地方公共団体の調達関連手続の共通化 ・デジタル化に係る実務検討会 資料

令和 6 年 3 月

 全国中小企業団体中央会

地方公共団体の調達関連手続についての事業者の意見等について

・ 令和5年3月29日開催、第10回新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会において経済団体へ以下について意見聴取が行われた。

- ① 調達関連手続が地方公共団体ごとに異なっていること、手続において紙媒体での提出が求められていることによる具体の支障事例
- ② ①の支障に係る具体の改善策として考えられるもの
- ③ 標準化・電子化による地方公共団体側のメリットとして考えられるもの
- ④ 標準化・電子化に当たって留意すべき事項やデメリットとして考えられるもの
- ⑤ その他

①調達関連手続が地方公共団体ごとに異なっていることによる具体的な支障事例

- 手続きや様式が異なっていることにより、担当者の作業負担が大きく、繁忙期には残業・休日労働が発生してしまう。働き方改革を進めているものの、一部門だけに負担がのしかかってしまうことで、不公平感が出てしまう。一方、手続き・様式が異なるために業務の標準化・分担もうまく進まず、社内の限られた人材で業務を行うとなると、経験のある担当者をお願いをせざるを得ない。
- 県内の各市町村多数へ入札申請している組合で「指名入札参加願い」が2年に1回の更新が、各自治体ごとにあり、参加願い様式が各自治体で記載項目が違うので、それぞれの自治体ごとの作成が必要となり、事務負担増に繋がっている。
- 参加申請の様式、必要な書類が異なり、個別対応が必要なため事務が煩雑。手続き期間もバラバラで、何度も足を運ぶ必要がある。
- 地方公共団体ごとのマニュアルに対応する必要があり煩雑。

- 入札参加資格申請において、入札参加希望をする区分が、県、市町村ごとに「希望する営業品目」において異なるため、どの区分に入札希望をしてよいのかわかりにくい。
- 県は、入札参加資格申請の記載事項に変更があり、事前に変更届を提出していても、入札参加資格申請の都度、変更後の書類提出を求められる。
- 同種・同類の案件についても、地方公共団体間はもちろん、部署や課によっても仕様書・契約書の条文が異なっている。
- 複数の自治体に書類を提出する際、それぞれの様式に記入しなければならず、事務員の事務負担が増大している。
- 入札参加資格登録の手続きで必要となる書類を、その時その時で用意しなければならないこと。

例)履歴事項証明書(登記簿謄本)、決算書、納税証明書、定款、等

- 更新時期が違うことで、更新手続きという入札に乗るための手続きで同じような手続きが違うタイミングで来ること。
 - ※入札そのものについては、当然入札ごとが良いが、官公需を受けられる土俵に乗る手続きについて、同じような内容であるのにタイミングも手続き自体もそれぞれで行わなければならない手間は省略したい。
- 各市で調達において必要な単価の決定方法、決定時期等が異なることから、同様の手続きを何度も行う必要があり、限られた人数で業務を遂行するのに支障が生じている。
- 手続きよりも地元中小企業者の活用について地方公共団体の明確な意思表示をしてほしい。地元中小企業者をしっかり活用してくれるのであれば、多少の煩わしい手続きもそれほど苦では無いと考えられる。

②調達関連手続が地方公共団体ごとに異なっている支障に係る具体の改善策として考えられるもの

- 書式、必要書類の統一。納税証明や資格証明などの提出書類は自治体間で情報共有する。
- 与信調査のための添付書類は必要最低限とする。
- 国はすでに標準化・電子化されているが、各地方公共団体も標準化・電子化されれば効率化が図られる。
- 県及び市町村で、営業品目の統一をお願いしたい。
- 変更届提出済みの場合、書類提出を省略してほしい。

- 入札参加資格登録に必要となる基礎的資料については、ポータルサイトへの登録などで共有化もしくは一元化して、同じ手間の繰り返しをせずに済むようになることよい。

例)履歴事項証明書(登記簿謄本)、決算書、納税証明書、定款、等

- 更新時期を合わせられることよい。

※2カ所目、3カ所目の登録については、更新時期を最初に登録した時期に統一する。

もしくは、最初の取得のときに有効期間が決まると思うが、登録後に会社の運営上の都合(繁忙期は外すなど)によって更新時期の変更ができるようにすることでもよい。

③標準化・電子化による地方公共団体側のメリットとして考えられるもの

- 様式の統一や電子化により、事務処理の効率化に繋がり、職員の負担も軽減されることで事業者の生産性が向上する。また、標準化・電子化は、事業者だけでなく地方公共団体にも作業負担が軽減される等のメリットがある。
- 標準化及び電子化が推進されると、受注者側の登録情報が一元管理できるため、地方公共団体間の情報共有による利便性向上を図ることができる。
- 効率的な調達手続きの実現:標準化・電子化により、調達手続きが効率的に実施できるため、時間とコストの削減につながる。
- 調達の透明性と公正性の確保:標準化された手続きにより、調達の透明性と公正性が確保されることにより、入札参加者が公正に対応することで、契約先の選定が適正になされるようになる。
- 電子化によるペーパーレス化:電子化により、調達関連書類の作成・管理が容易になるため、ペーパーレス化が進む。また、ペーパーレス化によって、通常の企業の事務部門と同様に、書類の保管や検索が容易になって省スペースでの保管も可能になる。

- ビッグデータの活用:標準化・電子化により、調達データがデータベースに蓄積され、ビッグデータの分析が可能になって、将来に向けて新しかったり効率性の高い調達施策の立案ができるようになるのではないかと。
- 経費の削減:調達手続きが電子化によって効率的になり、経費の削減が実現できる。また、省エネ効果が期待できるため、そう多くはないが、地方公共団体の環境負荷も低減される。
- 標準化:登録事業者が増えることでより公正な競争が期待できる。
- 電子化:書類の転記やデータ化の必要がなくなり、事務作業の軽減につながる。
- 申請状況の一元管理が可能になり、進捗管理が容易になるほか、決裁期間の短縮につながる。
- 一元申請により共通部分の審査は県が行い、市町村独自の部分は市町村が審査を行うなど、審査に要する事務負担の軽減が期待できる。

④標準化・電子化に当たって留意すべき事項やデメリットとして考えられるもの

- これまで無かった項目の追加については、負担が増えることへの十分な説明が必要である。申請する側だけでなく、申請を受ける側においても、判断が簡単になるような仕組みが必要である。また、電子化にアレルギーをもった中小企業者は多いと考えられ、移行にあたっての十分な説明が必要であるとともに、使う側に立ったわかりやすい視点での制度化を望む。
- 様式の標準化をしたものの、地方公共団体によって独自様式の追加書類の提出が求められることとなると、また煩雑化に向かってしまう懸念があると考ええる。
- 電子化については、未だFAXが現役稼働している県内の企業・組合の実情を見ると、電子手続きの方法と周知、操作方法の浸透について熟慮が必要と考える。
- 申請内容が今よりも増加することや複雑化するなどの懸念がある。
- 電子化が入札参加の前提条件となると、電子化に対応できない事業者の受注機会が喪失する。

- 組合事務局の電子化は進んではいるものの、現状のネットやクラウドを基本とした電子化に対応できる人材の育成や確保は進んでいないため、どういうシステムになり、具体的にどういう手続きになるのかについては、丁寧にフォロー、説明をしてほしい。
- 本来適正かつ品質も確保できる地元業者が、手続き上の課題だけで受注が難しくなることはお互いに避けたい。
- 電子化、標準化で事務手続きが簡素化されることで、ブローカー業者が台頭してくる可能性は高く、その歯止めの策は事前に検討して手を打つことと、継続的にその視点でのフォローをしていくことが肝要である。
- アウトサイダーが増加し、地元企業、中小企業者が受注することが難しくなる恐れがある。電子申請をしても、添付書類は印刷して郵送しなければならない場合もあり、有効活用できていない。
- 大企業者の受注獲得機会が増加する恐れがある。

- 書類の電子化や簡略化により資格審査が充分に行われない可能性もある。
- 留意点として、システムやデータのセキュリティ、登録情報の有効活用が挙げられる。
- デメリットとして、ネットワークへの負荷増大、情報の管理体制構築が考えられる。
- 入札方法が標準化され電子化に限定された場合、ハード・ソフト両面での対応が求められ、その適応に差が生じる恐れがあり、中小事業者の受注機会が失われる可能性がある。
- 調達手段の標準化・電子化は、災害時において対応が困難になる恐れがある。仮に災害時、平時の取引先以外の代替調達先と取引する場合のことが考慮されていない。

全国中小企業団体中央会の活動について

中小企業団体全国大会決議

毎年1回、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展をめざしています。



令和5年10月、宮城県で開催された第75回全国大会



第75回全国大会（宮城大会）チラシ

第75回中小企業団体全国大会決議事項（令和5年10月11日）

【官公需対策の強力な推進】

<重点要望>

（1）自然災害からの復旧・復興に当たっては、緊急随意契約や前倒し発注を実施するなど、官公需適格組合等を積極的に活用すること。

また、防災・減災に向けて地方公共団体と災害協定等を締結している官公需適格組合等への優先発注に努めること。

（2）予定価格の積算は、省庁で異なる調査や額の決定方法を統一して、適正な単価設定を行うこと。特に、燃料、原材料や人材が確保しづらい状況に十分配慮し、最低賃金額の改定に合わせた人件費上昇分とともに、感染防止対策経費なども確実に盛り込むなど、予定価格の見直しに努めること。併せて、働き方改革関連法に対応した必要経費についても適切に計上すること。

（3）納期や工期などについては、配慮が必要なことから、全ての地方公共団体に対し、柔軟な設定を促す周知徹底を図ること。

また、発注機関は契約金額を一方的に減額要請しないこと。

（4）少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、原材料費や人件費等の上昇及び消費税等を勘案の上、適用限度額を大幅に引き上げること。

全国中小企業団体中央会資料（参考資料）

個別要望事項

- (1) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示された中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、必ず目標を上回る契約実績を達成すること。
- (2) 地方公共団体に対しても国等と同じく中小企業者向け契約目標額及び目標率の策定を義務付け、契約実績の確保に努めること。
- (3) 発注機関は、年間を通じて発注の平準化に努めること。
- (4) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して官公需適格組合制度及び総合点数の算定特例制度の周知を図るとともに、官公需適格組合への受注機会の増大に向けた取組みを一層強化すること。
また、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を官公需適格組合、発注機関との意見交換の場として設定するなど、官公需施策等の課題把握と改善に努めること。
- (5) 官公需受注における地域中小企業の優先落札、社会課題に積極的に取り組む官公需適格組合に対して、官公需発注における評価制度を設けること。
- (6) 適正価格での受注確保のため、国等は「最低制限価格制度」を導入するほか、著しい低価格による落札が行われないよう「低入札価格調査制度」を積極的かつ適切に運用すること。また、対象を物品や役務の発注にも拡大すること。
- (7) 分離・分割発注の積極的な推進に努めること。
- (8) 官公需の印刷発注等における知的財産権の取扱いについては、権利範囲を書面で明確にするとともに、受注者の知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう周知徹底を図ること。
- (9) 官公需適格組合における監理技術者等の在籍出向について、実態に配慮した要件に緩和すること。
- (10) 「官公需総合相談センター」への予算措置を講じること。
- (11) 官公需受注における公共調達制度（戦略的政府調達）を新たに導入し、長期購入契約の対象の拡大などに努めること。
- (12) 保健室備品の更新基準の制定と備品発注に当たっては官公需適格組合等を活用すること。